

一宮市告示第177号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和8年4月2日

一宮市長 中野 正康

記

1 地域計画の案を作成した地域

- (1) 旧一宮市地域
- (2) 旧尾西市地域
- (3) 旧木曾川町地域

2 縦覧場所

一宮市役所本庁舎活力創造部農業振興課  
一宮市本町2丁目5番6号

3 縦覧期間

令和8年4月6日～令和8年4月20日  
ただし、土・日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

4 意見の申し立て

地域計画の案に対し意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。